

## 建設工事等に係る入札及び契約の過程並びに関係規程等の公表方針

### 第1 目的

この方針は、旭川市水道局が発注する建設工事並びに測量、工事に係る調査及び設計業務（以下「建設工事等」という。）の発注の見通しに関する事項、建設工事等に係る入札及び契約について、その過程並びに契約内容に関する事項等を公表し、もって入札及び契約の透明性の確保を図ることを目的とする。

### 第2 建設工事等の発注の見通しに関する事項の公表

毎年度、4月に、当該年度に発注することが見込まれる予定価格が200万円を超える建設工事並びに予定価格が100万円を超える測量、工事に係る調査及び設計業務（公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事等であって旭川市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）に係る次に掲げるもの見通しに関する事項を公表するものとする。

- (1) 建設工事等の名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期(随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期)
- (4) 金額区分
- (5) 担当部名及び担当課名

2 前項第4号の金額区分は別表に掲げる区分とする。

3 第1項に掲げる事項は、上下水道部水道総務課において、当該年度の3月31日まで公表するものとする。

4 第1項の規定により公表した発注見通しに関する事項に変更がある場合においては、10月に、変更後の当該事項を公表するものとする。

5 第1項及び第3項の規定は、変更後の発注見通しに関する事項の公表の方法について準用する。

### 第3 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表

次に掲げる事項を公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
- (2) 令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
- (3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

2 予定価格が200万円を超える建設工事並びに予定価格が100万円を超える測量及び工事に係る調査、設計等の契約について、当該建設工事等ごとに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 令第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定めその資格を有する者に当該入札を行わせた場合における当該資格
- (2) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
- (3) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由

- (4) 入札者の商号又は名称及び入札金額(随意契約を行った場合を除く。)
- (5) 落札者の商号又は名称及び落札金額(随意契約を行った場合を除く。)
- (6) 令第167条の10第1項(令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- (7) 令第167条の10第2項(令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格及び最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称
- (8) 次に掲げる契約の内容
  - ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所
  - イ 建設工事等の名称、場所、種別及び概要
  - ウ 建設工事等の着手の時期及び完成の時期
  - エ 契約金額
- (9) 落札、又は決定後に契約を辞退した場合における次に掲げる当該契約の内容
  - ア 契約を辞退した者の商号又は名称及び住所
  - イ 建設工事等の名称、場所、種別及び概要
  - ウ 契約金額
- (10) 随意契約(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1、3、4号を除く。)を行った場合における契約の相手方を選定した理由

3 前項の建設工事等について契約の金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る同項第8号イからエに掲げる事項及び変更の理由を公表するものとする。

#### 第4 その他入札及び契約に関する次に掲げる事項の公表

- (1) 予定価格(随意契約を行った場合を除く。)
- (2) 設計金額。ただし、競争入札に付する建設工事等について試行的に公表する。
- (3) 業者別年間受注額(工種別)。ただし、共同企業体に係るものにあつては、出資比率に応じて工事費等を配分し、業者ごとの受注額に加算する。
- (4) 別記に掲げる規程

#### 第5 公表内容の期間の範囲は次のとおりとする。

- (1) 第3第1項に掲げる事項並びに第4第4号の規程は、閲覧に供する時点で、現に有効なものとする。
- (2) 第3第2項及び第3項並びに第4第1号に掲げる事項は、当該年度及び前年度のものとする。
- (3) 第4第3号に掲げる事項は、前年度末における当該年度の受注金額の累計

#### 第6 公表の時期は次のとおりとする。

- (1) 第3第2項第1号に掲げる事項は、公告の日から公表するものとする。
- (2) 第3第2項第2号から第10号に掲げる事項及び第4第1号に掲げる事項は、落札者の決定後若

しくは契約辞退後又は契約の相手方及び契約金額の決定後若しくは契約の相手方の契約辞退後、なるべく早期に公表するものとする。

(3) 第3第1項に掲げる事項及び第4第4号に掲げる規程は、これを定め、作成したとき、若しくは変更したときに公表するものとする。

(4) 第4第2号に掲げる事項で、公告によるものは公告の日から、その他は指名通知の日から入札日前日まで公表するものとする。

(5) 第4第3号に掲げる事項は、前年度終了後なるべく早期に公表するものとする。

(6) 第3第2項及び第3項並びに第4第1号に掲げる事項については、契約を締結、又は辞退した日の属する年度の翌年度の3月31日まで公表するものとする。

第7 公表の方法及び場所は次のとおりとする。

(1) 第3第1項、第2項及び第4第1号、第3号に掲げる事項並びに第4号の規程は、上下水道部水道総務課において公表するものとする。

(2) 第4第2号に掲げる事項について一般競争入札によるものは、公告文に設計金額を掲載して公表するものとし、指名競争入札によるものは、指名通知書に掲載して公表するものとする。

附 則

1 この方針は、平成16年3月1日から実施する。

2 建設工事の入札結果及び関係規程の公表に関する取扱（平成6年5月26日実施）、発注工事情報の公表に関する取扱（平成8年4月1日実施）は廃止する。

附 則

この方針は、平成18年3月10日から実施する。

附 則

この方針は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この方針は、平成20年5月1日から実施する。

附 則

この方針は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この方針は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この方針は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

この方針は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この方針は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この方針は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この方針は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この方針は、令和8年2月20日から施行し、その工期又は履行期間の初日が令和8年4月1日以後の日である契約から適用する。

附 則

この方針は、令和8年4月1日から実施する。

別 表

建設工事		委託業務	
200万円を超え	600万円未満	100万円を超え	200万円未満
600万円以上	1,200万円未満	200万円以上	500万円未満
1,200万円以上	1,500万円未満	500万円以上	1,000万円未満
1,500万円以上	3,500万円未満	1,000万円以上	3,000万円未満
3,500万円以上	6,000万円未満	3,000万円以上	
6,000万円以上	8,000万円未満		
8,000万円以上	10,000万円未満		
10,000万円以上	15,000万円未満		
15,000万円以上	20,000万円未満		
20,000万円以上	30,000万円未満		
30,000万円以上	50,000万円未満		
50,000万円以上			

別 記

- ・旭川市水道局建設工事等指名委員会設置要綱
- ・旭川市水道局建設工事等指名基準
- ・建設工事請負業者の格付要領
- ・旭川市水道局建設工事等入札（見積合わせ）心得
- ・旭川市水道局建設工事等郵便入札心得
- ・旭川市水道局建設工事競争入札心得（総合評価用）
- ・旭川市水道局談合情報対応要領
- ・旭川市水道局建設工事前金払要綱
- ・旭川市水道局建設工事中間前金払要領
- ・旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領
- ・旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領運用基準
- ・旭川市水道局建設工事等共同企業体運用基準
- ・旭川市水道局建設工事共同企業体(分担施工方式)取扱要領
- ・旭川市水道局条件付き一般競争入札実施要綱
- ・旭川市水道局事後審査型一般競争入札（郵送方式）実施要領
- ・旭川市水道局建設工事簡易型総合評価一般競争入札試行要領
- ・旭川市水道局建設工事等低入札価格調査要領
- ・旭川市水道局建設工事等最低制限価格制度実施要領
- ・旭川市水道局建設工事請負契約等に係る事前公表の試行要領
- ・旭川市水道局建設工事等設計図書有償頒布要領

- ・旭川市水道局工事費内訳書等提出要領
- ・旭川市水道局事後審査型一般競争入札(郵送方式)傍聴要領
- ・旭川市水道局現場代理人・主任技術者等の配置に関する運用基準
- ・旭川市水道局建設工事下請状況等調査実施要領
- ・上記のほか、主管課長が公表することについて妥当と認めたもの。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」に基づく公表の状況

適正化法施行令	公表すべき内容	対象範囲	公表状況	公表する事項	公表時期	公表方針
第5条	発注の見通しに関する事項の公表 ・公共工事の名称・場所・期間・種別及び概要 ・入札及び契約の方法 ・入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約締結時期）	予定価格が250万円を超える工事	公表済	発注予定工事一覧 130万円を超える工事 50万円を超える委託（その他の委託含まない。）	4月 10月（変更後）	・水道総務課で閲覧 ・HPで公表
第7条 第1項第1号	地方自治法施行令第167条の5第1項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿	一般競争入札	公表済	入札参加資格告示文 入札参加資格者名簿	・必要な資格を定め告示したときから ・名簿を作成したときから（現に有効なもの）	・水道総務課で閲覧 ・HPで公表
第7条 第1項第2号	自治令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格および当該資格を有する者の名簿	指名競争入札	公表済	入札参加資格告示文 入札参加資格者名簿	・必要な資格を定め告示したときから ・名簿を作成したときから（現に有効なもの）	・水道総務課で閲覧
第7条 第1項第2号	指名競争入札に参加するものを指名する場合の基準	指名競争入札	公表済	旭川市水道局建設工事等指名基準	常時公表	・水道総務課で閲覧
第7条 第2項第1号	自治令第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者に当該入札を行わせた場合における当該資格	一般競争入札	公表済	案件ごとの告示文(写)	告示したときから	・水道総務課で閲覧
第7条 第2項第2号	一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称およびその者を参加させなかった理由	一般競争入札	未公表	一般競争入札参加申請者一覧 <u>例…別添1</u>	入札後又は契約決定後	・水道総務課で閲覧
第7条 第2項第3号	指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称およびその者を指名した理由	指名競争入札(250万円を超える工事)	一部未公表(指名理由)	入札・見積の記録に指名理由を付記したもの <u>例…別添2</u>	入札後	・水道総務課で閲覧

適正化法施行令	公表すべき内容	対象範囲	公表状況	公表する事項	公表時期	公表方針
第7条 第2項第4号	入札者の商号又は名称及び入札金額 (随意契約を行った場合を除く。)	予定価格が 250万円を超 える工事	公表済	130万円を超える工事 50万円を超える委託 (その他の委託含む) 入札・見積の記録	入札後	・水道総務課で閲覧
第7条 第2項第5号	落札者の商号又は名称及び落札金額 (随意契約を行った場合を除く。)	予定価格が 250万円を超 える工事	公表済	130万円を超える工事 50万円を超える委託 (その他委託含む) 入札・見積の記録	入札後	・水道総務課で閲覧 ・HPで公表
第7条 第2項第6号	自治令第167条の10第1項の規定により 最低の価格をもって申込みをした者を落 札者とせず他の者のうち最低の価格をも って申込みをした者を落札者とした場合 におけるその者を落札者とした理由	予定価格が 250万円を超 える工事	公表済	130万円を超える工事 50万円を超える委託 (その他委託含む) 低入札価格調査の経緯と 結果 例…別添3	契約締結後	・水道総務課で閲覧 ・HPで公表
第7条 第2項第9号	次に掲げる契約の内容 イ 契約の相手方の商号又は名称及び 住所 ロ 公共工事の名称、場所、種別及び 概要 ハ 工事着手の時期及び工事完成の時期 ニ 契約金額	予定価格が 250万円を超 える工事	一部未公表	130万円を超える工事 50万円を超える委託 (ただし、その他委託は、 従来通り) 入札結果及び契約内容	契約締結後	・水道総務課で閲覧 ・HPで公表
第7条 第2項第10号	随意契約を行った場合における契約の相 手方を選定した理由	予定価格が 250万円を超 える工事	公表済	130万円を超える工事 50万円を超える委託 随意契約理由書 例…別添4	契約締結後	・水道総務課で閲覧

<p>第7条第3項</p>	<p>地方公共団体の長は、前項の公共工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく変更後の契約に係る第2項第9号ロからニまでに掲げる事項及び変更の理由を公表しなければならない。</p>	<p>予定価格が250万円を超える工事</p>	<p>公表済</p>	<p>130万円を超える工事 50万円を超える委託 変更後の契約内容 例…別添5</p>	<p>契約締結後</p>	<p>・水道総務課で閲覧</p>
---------------	---	-------------------------	------------	--	--------------	------------------

別添1

一般競争入札参加申請者一覧

工事名称					
入札の日時	令和	年	月	日 ( )	時 分
申請業者				参加資格の有無	
参加資格がないと認めた業者及びその理由					
		理由			

指名理由の公表

1 通常型指名競争入札の場合の指名理由

指名理由  
旭川市水道局建設工事等指名基準により  
業種 等級 から選出した

低入札価格調査の経緯と結果

対象工事(業務)名	
入札執行日	令和 年 月 日
調査対象者	
調査年月日	令和 年 月 日
調査結果	調査対象者を落札者と認めない
経過・理由等	
落札者の商号・住所	

別添 4

## 随 意 契 約 理 由 書

工 事 ( 業 務 ) 名	
施 工 ( 履 行 ) 場 所	
工 事 ( 履 行 ) 概 要	
契 約 年 月 日	令 和    年    月    日
契 約 の 相 手 方 の 商 号 ・ 住 所	
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	
根 拠 規 定	<u>地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 号</u>

予定価格が 1 3 0 万円以上の建設工事  
又は予定価格が 5 0 万円以上の測量及び工事に係る調査・設計等の業務委託

変更後の契約内容(R . . . )

件名	履行場所	概要	業務	業種	入札種別	変更契約日	変更金額	変更後契約金額	工期開始日	工期完了日
変更の理由										

変更後の契約内容(R . . . )

件名	履行場所	概要	業務	業種	入札種別	変更契約日	変更金額	変更後契約金額	工期開始日	工期完了日
変更の理由										